

## 福井市水道本管工事業者の登録等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、水道というライフラインの確実な施工が福井市上下水道局（以下「上下水道局」という。）に課せられた最大の使命であることに鑑み、上下水道局が発注する水道配管の工事（以下「配管工事」という。）を行うことができる事業者（以下「本管工事業者」という。）の登録に関する資格要件等を定めることにより、ライフラインの施工体制を堅持するとともに、民間事業者の育成と技術の向上を図り、もって福井市民の生命と財産の保全に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 主任技術者

次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する給水装置工事主任技術者

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく1級管工事施工管理技士若しくは2級管工事施工管理技士又は1級土木施工管理技士若しくは2級土木施工管理技士

ウ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく1級配管技能士又は2級配管技能士で3年以上の実務経験を有するもの

#### (2) 配水管技能者

公益財団法人給水工事技術振興財団が主催する給水装置工事配管技能者検定会に合格し、合格証書の交付を受けている者で、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）が実施する配水管工技能講習会を受講し、配水管技能者として日本水道協会に登録され、かつ、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の水道配水用ポリエチレン配管施工講習（配水管）の受講者証の交付を受けているもの

### (登録資格要件)

第3条 本管工事業者の登録を受けようとする者は、次に定める要件を備えていなければならない。

(1) 福井市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年福井市公営企業規程第6号）に基づく指定給水装置工事事業者であること。

(2) 主任技術者2名以上及び配水管技能者4名以上を常時雇用している者であること。  
この場合において、主任技術者は配水管技能者を兼ねることができる。

(3) 市内に主たる営業に適する店舗を有する者であること。

(4) 工事の施行に必要な設備機材を市内に常備する者であること。

(5) 建設業法第3条第1項の規定に基づく管工事業及び水道施設工事業の許可を受けた者であること。

(登録申請)

第4条 本管工事業者の登録を受けようとする者は、上下水道事業管理者が別に定める申請期間内に福井市水道本管工事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、上下水道事業管理者に申請しなければならない。

- (1) 代表者の履歴書及び身元証明書
- (2) 主任技術者及び配水管技能者届出書(様式第2号)
- (3) 主任技術者及び配水管技能者資格確認書(様式第3号)
- (4) 従業員名簿(様式第4号)
- (5) 工所用設備機材調書(様式第5号)
- (6) 前年度の国税及び地方税の納税証明書
- (7) 商業登記簿謄本及び定款(法人の場合)
- (8) 事業所別被保険者台帳(雇用保険未加入者は、健康保険被保険者証等の写し)
- (9) 前各号に掲げるもののほか上下水道事業管理者が必要と認めた書類

(福井市水道本管工事業者登録審査会の設置等)

第5条 本管工事業者の登録についての審査等を目的として、福井市水道本管工事業者登録審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 前条の規定による申請があったときは、審査会は当該申請を行った者(以下「申請者」という。)が第3条に定める要件を備えているか審査するものとする。
- 3 審査会は、前項の規定による審査のため必要があると認めた場合は、申請者の店舗等の実地調査を行うものとし、申請者は当該調査に協力するものとする。
- 4 審査会は、第3項の規定による審査の結果、申請者が当該要件を備えていることを確認したときは、速やかに申請者に対し次条に規定する試行期間の開始を通知するものとする。

(試行期間)

第6条 前条第4項の試行期間の開始の通知を受けた申請者は、試行期間の開始日から1年間を工事施行試行期間(以下「試行期間」という。)として、次に掲げる事項を行うものとする。ただし、審査会が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 上下水道局が発注する配管工事の布設及び補修を行うこと。
- (2) 上下水道局が開催する研修を受講すること。
- 2 前項の試行期間の開始日は、当該申請を受け付けた日の属する年度の9月1日とする。

(登録の認定等)

第7条 申請者は、試行期間を終了したときは、審査会の審査を受けなければならない。

- 2 審査会は、別に定める審査事項及び認定基準に基づき、前項の審査を速やかに行い、申請者の本管工事業者の登録の可否について決定するものとする。
- 3 前項の規定により、本管工事業者に登録しないことを決定した場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

(登録証)

第8条 上下水道事業管理者は、前条の規定に基づき本管工事業者の登録を決定した者(以下「登録本管工事業者」という。)に対し、福井市水道本管工事業者登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

- 2 登録証の有効期間は、当該登録証の交付日から5年が経過する日の当該年度に属する9月末日までとする。
- 3 登録本管工事業者は、第12条の規定に基づき登録の取消しを受けたとき又は事業を廃業したときは、登録証を上下水道事業管理者に返還しなければならない。

(主任技術者等の報告)

第9条 登録本管工事業者は、毎年4月1日現在の主任技術者及び配管技能者又は配水管技能者並びに従業員の状況を同月末日までに福井市水道本管工事業者資格者等報告書(様式第5号の2号)に次に掲げる書類等を添えて、上下水道事業管理者に報告しなければならない。

- (1) 主任技術者及び配水管技能者届出書(様式第2号)
- (2) 主任技術者及び配水管技能者資格確認書(様式第3号)
- (3) 従業員名簿(様式第4号)

(変更届出)

第10条 登録本管工事業者は、登録事項に変更が生じたときは、本管工事業者登録事項変更届出書(様式第6号)に第4条各号の該当する書類を添えて、速やかに上下水道事業管理者に届け出なければならない。

(登録の更新)

第11条 登録本管工事業者は、登録証の有効期間が満了する日の3月前から登録更新の手続きを行うことができる。

- 2 前項の登録更新の手続きをしようとする者は、福井市水道本管工事業者登録更新申請書(様式第7号)に第4条各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- 3 本条の規定により登録の更新手続を行ったときの更新後の登録証の有効期間は、当該更新前の登録証の有効期間満了日の翌日から起算する。

(登録の廃止)

第12条 登録本管工事業者は、事業を廃止するときは、福井市水道本管工事業者廃止届出書(様式第8号)により、速やかに上下水道事業管理者に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第13条 上下水道事業管理者は、登録本管工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録本管工事業者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に定める資格要件等を欠くに至り、相当期間の経過後、当該要件等の補充等が行われていないことを審査会が確認したとき。
- (2) 次条各号に掲げる事項について、正当な理由がないにもかかわらず、協力するこ

とを拒否したと審査会が判断したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか審査会が登録を取り消す事由にあたりと決定したとき。

(登録本管工事業者の責務)

第14条 登録本管工事業者は、次に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 緊急工事及び補修工事の施行等に関すること。
- (2) 非常災害時等の救援活動に関すること。
- (3) 上下水道局が開催する講習会、研修会等の参加に関すること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本管工事業者の登録等に関し必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(福井市企業局(ガス)本管工事業者審査要綱等の廃止)

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 福井市企業局(ガス)本管工事業者審査要綱(平成7年7月27日決裁)
- (2) 福井市企業局(水道)本管工事業者審査要綱(平成7年7月27日決裁)

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

第3条 この要綱の施行の際現に廃止前の福井市企業局(ガス)本管工事業者審査要綱又は福井市企業局(水道)本管工事業者審査要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づき本管工事業者に指定されている者は、この要綱の規定に基づく本管工事業者の登録を受けたものとみなす。

- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づき申請がなされている者は、本要綱の相当規定に基づき申請がなされたものとみなす。
- 3 前項の場合において、旧要綱の規定に基づき試行期間に入っている者の第6条に規定する試行期間は、旧要綱の規定により試行期間に入った日からこの要綱の施行日までの期間を控除した期間とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に本管工事業者の登録を受けている者に係る登録資格要件については、なお従前の例による。

- 2 この要綱の施行の際、現に福井市公営簡易水道本管工事業者要綱の規定に基づき、

福井市公営簡易水道本管工事業者に指定されている者は、当該指定を受けている地区に限り、この要綱の規定に基づく本管工事業者の登録を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に試行期間の開始日の通知を受けている者に係る試行期間及び登録資格要件並びに現に本管工事業者の登録を受けている者に係る登録資格要件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第2条の(3)の項の配水管技術者の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に試行期間の開始日の通知を受けている者に係る試行期間及び登録資格要件並びに現に本管工事業者の登録を受けている者に係る登録資格要件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年9月30日まで、施行期日以前の様式で提出された書類は、有効なものとして取り扱う。

3 施行期日以前に発行された登録証は、同登録証に記載の有効期間内は、有効なものとして取り扱う。